



新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定

2020年6月29日

日本ソフトウェア株式会社
広報室

標題の件、政府は令和2年6月19日、都道府県境をまたぐ移動の自粛要請を全面的に解除しました。この状況を踏まえて、令和2年7月1日から7月31日までの運用として、会社として下記の対応を実行に移して参ります。お客様やお取引先の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

— 記 —

1. 令和2年7月1日から令和2年7月31日までの運用の改定

従前より、新型コロナウイルスの感染防止を目的として、勤務形態、及び社内の制限事項に関する各種の運用を徹底して参りましたが、今般の政府による令和2年6月19日付「都道府県境をまたぐ移動の自粛要請」の全面解除を受けて、別紙「新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定」のとおり、令和2年7月1日から令和2年7月31日までの運用を改定するものと致します。なお、当面する令和2年7月31日までの間、政府より決定される方針に応じ、今般の改定内容を更新する必要性が発生した場合は、都度、広報するものと致します。また、令和2年8月1日以降の対応については、7月下旬における政府方針に応じ、令和2年7月31日までに広報するものと致します。

2. お客様常駐者に関して

従前より通達されております通り、お客様常駐者の対応は継続以下の通りと致します。

- (1). 原則として、お客様の方針に従います。
- (2). 弊社は、各部署単位でスタッフの常駐先の状況を把握することに努めます。

以下余白

新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定（本社勤務者）

No.	項目	前々回(2020.5.31まで)	前回(2020.6.1から2020.6.30まで)	今回改定後(2020.7.1から2020.7.31まで)
1	時差勤務	5パターンによる運用。なお、業務の都合上決定した時差勤務を変更することがあり得る。	継続する。	継続する。
2	在宅勤務	各業務、プロジェクトで準備（環境構築、管理基準の設定、セキュリティ基準の設定）が出来次第、速やかに実施。なお、業務の都合上、決定した在宅勤務を変更することがあり得る。また、在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱い、通達東経第20028号、及び20029号に基づいた対応とする。	上記期間の各社員の出勤率が、50%以上を維持できる範囲で、在宅勤務を継続する。なお、業務の都合上、決定した在宅勤務を変更することがあり得る。また、在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱いは、左記通達文の取り扱いを継続する。	上記期間の各社員の出勤率が、75%以上を維持できる範囲で、在宅勤務を継続する。なお、業務の都合上、決定した在宅勤務を変更することがあり得る。また、在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱いは、左記通達文の取り扱いを継続する。
3	外部への訪問の制限	①お客様訪問可能な場合は、最小限の人数で、可能な限り短時間の面談に心掛けて実施。 ②お客様訪問が実施できない場合は、MicrosoftTeamsを利用したWeb会議により実施。 ③前項②の実行によって50%の外部への訪問を削減することに努める。	①継続する。なお、制限人数は、2名までとする。 ②継続する。 ③前項②は継続するが、外部への訪問削減について別段の目標値は定めない。 →本項は削除扱いとする。	①訪問先のご意向に合わせて、ご訪問人数、ご訪問時間を決定する。 ②継続する。
4	来訪者の制限	禁止。ゲストカード、パートナーカードの発行も停止。	①パートナーカードの発行は停止を継続する。 ②ゲストカードの発行は、業務遂行上、各部、及び各研究チームで2名/日までの来訪を許可する。来訪者を希望する社員は、所定の来訪者手続き（含む、健康状態チェックリスト）を行ったうえ、所属長、または各研究チーム責任者の決済とする。 なお、健康状態チェックリストの内容は、別途、産業医の見解に基づき見直す事とする。	①プロジェクト毎にソーシャルディスタンスを維持することで許可する。 尚、パートナーカードの発行は8枚を限度とする。 ②ゲストカードの発行は、業務遂行上、各部、及び各研究チームで3名/日までの来訪を許可する。 来訪者を希望する社員は、所定の来訪者手続き（含む、健康状態チェックリスト）を行ったうえ、所属長、または各研究チーム責任者の決済とする。
5	換気	居室は、1日3回（朝、昼、夕）各30分程度の実施。会議室は、前記に加え、使用の都度。	継続する。	継続する。
6	会議室の利用制限	①小会議室、及び応接室の利用を禁止。 ②大会議室の利用を5人まで、また、プレゼンテーションルームの利用を10人までとし使用時は換気のために窓を開け、扉を開放する。	①小会議室、及び応接室は、3人までの利用とし、使用時は換気のために窓を開け、扉を開放する。着席時は1名分程度の間隔を空け、対面を禁止する。 ②継続する。	継続する。 尚、情報漏洩を防止する観点より、お取引先、学生との打ち合わせ時は、窓を開放することを条件に扉の閉鎖を許可する。但し、大会議室は除く。
7	ミーティングスペースの利用制限	利用を1名までとする。	利用を2名までとする。着席時は1名分程度の間隔を空け、対面を禁止する。但し、サーバールーム内については、左記を継続する。	継続する。
8	給湯室の利用制限	利用を1名までとする。	利用を2名までとする。室内での会話を禁止する。	継続する。
9	レベル1、2における経営戦略会議、経営会議の開催	①テレビ会議での開催を原則とし、客先常駐者の帰社による開催を禁止。環境等の理由によりテレビ会議での開催が不可能な場合は、電話、及びEメールを活用した質疑応答を実施。なお、会議議事録は、開催、または質疑応答の単位で発行する。 ②社内勤務者のみで開催する場合は、既に周知された会議室の利用制限を厳守する。	①継続する。 ②継続する。なお、上記の新たな会議室の利用制限を厳守する。	継続する。
10	幹部会の開催	休止。	再開する。但し、プレゼンテーションルームの利用制限(10人まで)に基づき、テレビ会議の参加を可能とする。	継続する。
11	マスクの装着	義務付け。	継続する。	継続する。
12	居室入室前の手指消毒	義務付け。	継続する。	継続する。
13	居室、及びトイレのドアノブの消毒	当番制の対応。	継続する。	継続する。
14	国内、及び海外出張	禁止。	2020年6月18日まで継続する。2020年6月19日以降は、長野NSK第2システム部における長野ー東京間の出張のみ許可する。	国内出張は許可する。海外出張は渡航禁止とする。
15	居室における座席配置	一つ間隔の横並び、対面の回避。	継続する。	継続する。